令和８年（フ）第２２１３号
愛知県小牧市郷中２丁目99番地　アムール21102号
債務者　石川　達夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２１４号
愛知県小牧市郷中２丁目99番地　アムール21102号
債務者　石川　靜江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２６号
名古屋市緑区桶狭間神明4207番地　セカンドベル101号
債務者　小田　美香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２１号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字郷中289番地の２
債務者　城戸　博之
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２５号
名古屋市南区神松町１丁目28番地　神松荘１棟東106号
債務者　山口　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５５７号
名古屋市西区八筋町422番地　第２コーポＳＣ号
債務者　鬼頭　正明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８１号
名古屋市名東区高針原２丁目1013番地　ファミール高針原301号
債務者　加藤　一徳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８２号
名古屋市名東区高針原２丁目1013番地　ファミール高針原301号
債務者　加藤　　龍
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８８号
愛知県あま市新居屋上権現81番地　エクセルⅢ103号
債務者　黒木　竜太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷403番地１　池田コーポＢ202
債務者　池田　憲義
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
北海道旭川市春光４条６丁目４番15号　寿マンション　207
債務者　山口　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８９号
北海道旭川市春光７条９丁目１番18―401号
債務者　上見　和美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２３９号
大阪市北区本庄西２丁目17番17号　リンクハウス北梅田　501号室、前住所大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生　８Ａ
債務者　山野　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９６号
大阪市東淀川区豊新５丁目２番22―604号
債務者　谷　　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６０号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目13番18号
債務者　嶋崎　有海
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第２８１号
鹿児島県いちき串木野市緑町44番地の２
破産者　有限会社向井商店
1　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午後１時30分
令和８年10月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８７号
大阪府阪南市石田1003番地の２
破産者　北洋建設こと　北浦　洋一
1　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後１時20分
令和８年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係